

(様式1)

やまなし提案型システム販売企画提案の追加募集について (ブランド化推進部門)

次のとおり、やまなし提案型システム販売に係る企画提案を募集します。

令和3年8月25日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 販売概要

(1) 販売名称

やまなし提案型システム販売

(2) 販売目的

この販売は、環境や地域社会に配慮し、経済的にも持続可能な責任ある国際森林管理認証(FSC森林管理認証)を取得しているやまなし県有林材(以下「県有林材」という。)を、協定に基づき認証材需要者に直接安定供給することにより、加工・流通の合理化を促進するとともに、県有林材の製品生産体制やブランド力向上を図ることを目的とする。

(3) 販売内容

- ① 素材生産から加工・流通までの供給体制のもと、県有林材を利用した製品供給を計画した者から、県有林材のブランド力向上に寄与する製品供給計画の提案を募集し、有効性及び実現性の観点から審査・選定したものについて、提案内容の実現に要する県有林材(以下「物件」という。)を販売する。
- ② 募集する提案は、販売する物件の使用目的により、公共建築物等への使用を目的とする部門(以下「木造公共施設等建設部門」という。)及び広葉樹材製品への使用を目的とする部門(以下「広葉樹材製品部門」という。)並びにそれ以外の目的に使用する部門(以下「ブランド化推進部門」という。)に分けて行う。
- ③ 販売する立木の対象は、県有林材とし、物件を原則、小班単位で販売する。
- ④ 今回募集する提案は次のとおりとする。
 - ・ ブランド化推進部門(募集期間は「2 スケジュール」参照、協定期間は令和3年度から5年以内)
- ⑤ 県有林材がやまなしFSC認証材製品として使用され、広くブランドイメージがPRできることを目的としているため、原則として、すべての販売立木を製品化する(歩留り分や利用径級に達しない立木分等は考慮する)ものとする。

⑥ 県有林材の供給予定数量

(ブランド化推進部門)

単位:m³

樹種	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
スキ・ヒキ	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

2 スケジュール

項目	期日等
① 募集開始	令和3年8月25日(水)
② 企画提案申請書提出期限	令和3年9月30日(木)
③ 審査結果通知	令和3年10月11日(月)以降
④ 審査結果に対する質問受付期限	結果通知日から1週間
⑤ 協定締結	令和3年10月12日(火)以降
⑥ 物件の提示・販売	令和3年10月中旬以降に評価点順に行う。

3 企画提案の参加資格

- ① FSC 森林管理認証における CoC 認証をそれぞれが取得している素材生産事業者、木材加工事業者及び製品流通事業者のほか、製品供給のコーディネートを行う者が必要な業種により構成する共同体であること。
- ② 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において「森林整備」及び「木材買入」または「その他不用品買入」に登録された者を構成員に含んだ共同体であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定(契約を締結する能力を有しない)に該当する者でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ⑥ 「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間が協定期間(令和3年10月12日～)に含まれている者でないこと。

4 企画提案申請書

(1) 申請書類及び添付書類

- ① 「やまなし提案型システム販売企画提案申請書」
- ② 「やまなし提案型システム販売県有林認証材製品事業計画」

※ 必要に応じ、別途資料を添付する。

(2) 提出場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
山梨県林政部県有林課経営担当
電話番号(直通)：055-223-1658 FAX 番号：055-223-1679

(3) 提出方法

書面で4(1)の正本1部を提出するとともに、電子媒体として CD-ROM 等に格納し提出すること。

(4) 質問方法

本企画提案の募集に関する事で、質問がある場合には、電子メールにて次の宛先に送信すること。なお、電話による質問は受け付けない。また質問を送信した場合は、電話にてメールの受信確認を行うこと。

山梨県林政部県有林課経営担当 メールアドレス:kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp

件名:「やまなし提案型システム販売企画提案の募集に関する質問(貴社名)」

5 審査及び結果通知

(1) 審査

- ① 本企画提案の募集で提出された、企画提案申請書に係る審査は、審査委員会を設置して行う。
- ② 審査委員会による審査は、「審査基準」(別紙1)により行う。
- ③ 1(3)⑥に定める供給予定数量の範囲内で、委員会の審査により、提案者たる共同体を販売先として選定する。
- ④ 販売量は、同一施設を対象としている提案については、販売量に重複加算しないこととする。

(2) 結果通知

- ① 結果は、販売先としての選定の有無等について、提案者全員に文書にて通知する。
- ② 結果に対する異議申立ては受け付けない。
- ③ 後日、県ホームページにおいて選定者を公表する。(部門別、代表者名のみ)

6 協定・契約

(1) 協定

選定された共同体と販売協定を締結する。

(2) 販売契約

- ① 協定内容に従い、林政部長が提示する販売予定物件から、共同体が同意したものを、当該物件を管轄する林務環境事務所長が随意契約にて販売する。
- ② 販売は、物件対象施設及びプロジェクトの製品が認証材を使用する見込みが立った後(以下「事業化見込」という。)に開始する。(事業化見込とは、製品が構造躯体として図面等に表記されることなどで、客観的に使用される見込みであるとの判断が可能な状態のこと。)
- ③ 事業化見込による販売開始後、共同体の製品が設計変更や他社製品との競合などにより物件対象施設及びプロジェクトの製品として使用されないことが確定となった場合、物件の販売を中止し、協定を解除する。この場合、販売契約済みであっても、物件の引渡しを行っていないものは、契約を取り消し、売払代金が納付されている場合は返還する。
- ④ 上記③の判断のため、選定された共同体は、物件対象施設等の採用あるいは不採用が確定した時点で、その事実を確認することができる資料等を速やかに提出する。
- ⑤ 本販売の売り払い予定価格は、立木価格評定要領に基づく算定額(以下「県評価額」という。)に、「やまなし提案型システム販売企画提案申請書」に記載された素材価格(以下「提案価格」という。)を県の立木販売基準価格(以下「県基準価格」という。)で除した値開き率を乗じた価格とする。
【事例】 売り払い予定価格 = 県評価額 × 値開き率 (提案価格 / 県基準価格)
※ 値開き率が1未満の場合は1とする。
- ⑥ 協定を締結した共同体は、年度毎に、事業結果を報告する。
- ⑦ 前項の報告により、申請書の企画提案事項の実施状況を検証し、提案どおりの取り組みが行われていない場合は、協定を解除することがある。
- ⑧ 物件の販売が複数年度にわたる場合、次年度の販売は、原則として、共同体が企画提案事項を踏ま

えて取り組みを実施していることを確認した後に行う。

7 その他

- (1) 企画提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案に要する経費は、各事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。

審査基準

評価項目	評価基準	評価内容	
基本 審 査 事 項	システム販売協定の対象となる提案者の要件	<p>県有林材製品として共同体構成員間で、円滑に加工・流通を行える体制・体系となっているか。</p> <p>共同体の構成員に、山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において「森林整備(70-3)または(23-6)」及び「木材買入(51-3)またはその他不用品買入(15-12)」に登録された者がいるか。</p>	<p>優良と認められるもの</p> <p>良と認められるもの</p> <p>上記以外</p> <p>左記評価基準項目記載なし又は確認できない場合は 欠格</p> <p>左記評価基準項目記載なし又は確認できない場合は 欠格</p>
	認証材製品の生産・販売計画	現在、FSC認証材製品として生産・販売していると確認できるものか。(現在、非認証材製品であっても、この販売により、認証材製品を生産・販売する予定であれば可とする。)	左記評価基準項目記載なし又は確認できない場合(FSC 認証材製品を消費者に販売する事業体が明確でない場合等)は 欠格
	希望樹種・材積の妥当性	希望する樹種及び材積が、県が供給可能な範囲となっているか。	左記評価基準項目記載なし又は確認できない場合(募集していない樹種である場合、供給予定量を超えている場合、製品生産計画量に対して買受希望材積等が適正でない場合)は 欠格
	買受素材価格	提案者が買受を希望する県有林材の素材価格が、県の基準単価に比べ妥当なものか。	<p>基準価より</p> <p>50%増以上</p> <p>20%増以上</p> <p>基準以上</p> <p>基準価未満</p> <p>左記評価基準項目記載なし又は基準価80%未満の場合は 欠格</p>
	事業化見込時期	協定後、物件毎の立木販売開始時期の根拠となる、事業化見込時期が、適正なものか。	<p>優良と認められるもの</p> <p>良と認められるもの</p> <p>上記以外</p> <p>左記評価基準項目記載なし又は確認できない場合は 欠格</p>
	素材生産、加工・製品生産実績	<p>素材生産実績から勘案して事業計画を実施可能な能力を有しているか。</p> <p>加工・製品生産実績から勘案して事業計画を実施可能な能力を有しているか。</p>	<p>優良と認められるもの</p> <p>良と認められるもの</p> <p>上記以外</p> <p>左記評価基準項目記載なし又は確認できない場合は 欠格</p>

評価項目		評価基準	評価内容
企 画 提 案 事 項	やまなし県有林材の認知度向上	製品が使用されることにより、県有林材の認知度向上につながるものか。 県有林材を使用していることが、明確にわかる工夫がされているか。	優良と認められるもの 良と認められるもの 上記以外
	県内産業への対応	県内において素材生産、加工、製品生産を計画しているか。	優良と認められるもの 良と認められるもの 上記以外
	共同体による今後の取り組み	共同体による取り組みが今後も継続される見込みが高く、県有林材製品の新規開発等により、需要拡大につながるものか。	優良と認められるもの 良と認められるもの 上記以外